

立命館大学法学会・後期学術講演会・事前学習会
「長時間労働の是正と労働基準法改正案」

2017.11.29. 佐藤敬二（法学部教授）

はじめに：本日の目的

- ・12月4日開催・根本先生の講演会に向けた事前学習
- ・法案の内容解説ならびに根本先生の意見は当日の講演会で伺うので、本日は前提知識の紹介

1. 「働き方」をめぐる現状と「改革」の必要性

*私は「働きかせ方」の改革が必要であると考えています。労働者の問題ではなく使用者の問題です。

1)法学会学生委員会の出発点：電通・過労自殺事件 ☞[資料1][資料2]

2)「働き方」の現状

1.雇用の現状	a.失業率	☞[資料3]
	b.雇用保障	☞[資料4]
	c.非正規雇用	☞[資料5]
	d.女性雇用	☞[資料6]
2.労働条件	a.労働時間	☞[資料7]
	b.労働生産性	☞[資料8]
	c.過労死	☞[資料9]
	d.賃金水準・最低賃金水準	☞[資料10][資料11]
3.保育所・待機児童		☞[資料12]

2. 現行法と問題点

1)雇用保護

1.現行法：解雇不自由と正当理由(労働契約法16条)

2.問題点：救済手段・原職復帰

2)非正規雇用

1.現行法：均衡待遇、同一賃金同一労働原則の明文規定は不存在

雇止め法理・5年ルール

2.問題点：同一労働同一賃金原則の「同一労働」認定 cf.コース制

非正規雇用の正当理由要件

3)労働時間

1.現行法：上限規制(原則・弾力化・延長)

時間管理(みなし労働時間、裁量労働制、通算)

2.問題点：残業規制(上限がない、割増賃金は規制になっていない)→ILO1号条約批准をできず

時間管理骨抜き(裁量労働制の拡大、通算制が守られていない)

4)保育所

1.現行法：保育契約と行政の関与、認定子ども園、小規模・家庭・企業内保育所

2.問題点：数が圧倒的に足らない

企業責任(国家責任に解消されているが、利益を得るのは企業)

3. 政府の改革方針

1)「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)

現物資料は、<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hatarakikata/>>を参照のこと

2)概要

☞[別資料]

講演会に向けて

問題関心をもって聞いてほしい。かつ、それを態度として表明してほしい。具体的には質問を必ず。

[資料1]



高橋まつりさん

電通社員の自殺 労災認定

過労死再発防げず

は、長時間の過重労働が原因だったとして労災が認められました。遺族と代理人弁護士が7日、会見して明らかにした。電通では1991年に入社2年目の男性社員が長時間労働が原因で自殺

最高裁が会社側の責任を認めた。過労自殺で会社の責任を認める司法判断の流れをつくった。その電通で若手社員の過労自殺が繰り返された。▼7面||初の白書、34面||残業100時間超

ウニット部に配属された代理人弁護士によると、10月以降に業務が大幅に増え、労基署が認定した高橋さんの1ヶ月（10月9日～11月7日）の時間外労働は約105時間にのぼった。

電通は先月、インターネット広告業務で不正な取引があり、広告主に代金の過大請求を繰り返していたと発表した。担当部署が恒常的な人手不足に陥っていたと説明し、「現場を理解し

防になかつた。代理人井浦士によると、電通は労基署に届け出た時間外労働の上限を超えないように、「勤務状況報告書」を作成するよう社員に指導していたと。電通は「社員の自殺につきては厳禁に受け止め

都内の電通の女子寮で自殺。その前から、SNSで「死にたい」などのメッセージを同僚・友人に送っていた。三田労基署は「仕事量が著しく増加し、時間外労働も大幅に増える状況になつた」と認定し、心理的負荷による精神障害で過労自殺

として人質を置すべきだった」として経営に責任があるとしていた。高橋さんが所轄していたのも、ネット広告業務を扱う部署だった。

ている。労災認定は「一いつて、二ひとつは差し控えは内容を把握していないの」としている。(千葉卓朗)

「二ノントは差し控え
る」としている。(千葉卓朗)

は、長時間の過重労働が原因だったとして労災が認められました。遺族と代理人弁護士が7日、会見して明らかにした。電通では1991年に入社2年目の男性社員が長時間労働が原因で自殺

最高裁が会社側の責任を認めた。過労自殺で会社の責任を認める司法判断の流れをつくった。その電通で若手社員の過労自殺が繰り返された。▼7面||初の白書、34面||残業100時間超

ウニット部に配属された代理人弁護士によると、10月以降に業務が大幅に増え、労基署が認定した高橋さんの1ヶ月（10月9日～11月7日）の時間外労働は約105時間にのぼった。

電通は先月、インターネット広告業務で不正な取引があり、広告主に代金の過大請求を繰り返していたと発表した。担当部署が恒常的な人手不足に陥っていたと説明し、「現場を理解し

防になかつた。代理人井浦士によると、電通は労基署に届け出た時間外労働の上限を超えないように、「勤務状況報告書」を作成するよう社員に指導していたと。電通は「社員の自殺につきては厳粛に受け止め

都内の電通の女子寮で自殺。その前から、SNSで「死にたい」などのメッセージを同僚・友人に送っていた。三田労基署は「仕事量が著しく増加し、時間外労働も大幅に増える状況になつた」と認定し、心理的負荷による精神障害で過労自殺

として人質を置かずへきたつた」として経営に責任があるとしていた。高橋さんが所轄していたのも、ネット広告業務を扱う部署だった。

ずさんな労務管理 遠い解明

違法残業認識の立証困難 書類送検は4人



過労自殺した電通の新入社員、高橋まつりさんに違法な長時間労働をさせたとして、厚生労働省東京労働局が元上司と法人としての電通を労働基準法違反の疑いで東京地檢に書類送検した昨年末、検察関係者がつぶやいた。「コントロールできない力が働いた」。検査があまりにも早く進んだため、「働き方改革」を打ち出す安倍政権の影響があつたのではないかといふかしんでいるようだつた。

過重労働が疑われる企業を集中して調査する安部政権の「働き方改革」を打ち出す安倍政権の影響があつたのではないかといふかしんでいるようだつた。

厚労省はその後も検査を続けたが、追加で書類送検したのは3支社の社員3人のみ。書類送検された計4人について、検査は全員不起訴（東京本社の1人は起訴猶予）処分とした。

電通事件の検査は、本社だけで約6千人の社員の労働時間を1年半分すべて調査する労働事件史上、空前の規模で進められた。かくは、違法残業が全社的に常態化していた電通の「ずさんな労務管理」を目指していなかった。検査関係者は「厚労省は当初、役員クラスの立件も視野に入っていた」と明かす。

押収した膨大な資料の分析には想定以上の時間を要したという。検査関係者によると、入場ゲートの入退館記録、パソコンのログの

電通事件の宿題

中

的に調べる同労働局の過重労働撲滅特別対策班（かどく）などが、東京・汐留の本社と3支社に立ち入り調査に入ったのは昨年10月14日。まつりさんの労災認定を母幸美さんが記者会見で公表してから、わずか1週間後だった。

その3週間後、11月7日には本支社への強制検査に発展。同様の事件では立ち入り調査から書類送検まで1年以上かかることも珍しくないが、電通事件では2カ月足らず。かくのトップを務める同労働局の樋口雄一監督課長は昨年末の記者会見で、「異例」のスピード検査だと認めた。

厚労省はその後も検査を続けたが、追加で書類送検したのは3支社の社員3人のみ。書類送検された計4人について、検査は全員不起訴（東京本社の1人は起訴猶予）処分とした。

電通事件の検査は、本社だけで約6千人の社員の労働時間を1年半分すべて調査する労働事件史上、空前の規模で進められた。かくは、違法残業が全社的に常態化していた電通の「ずさんな労務管理」を目指していなかった。検査関係者は「厚労省は当初、役員クラスの立件も視野に入っていた」と明かす。

押収した膨大な資料の分析には想定以上の時間を要したという。検査関係者によると、入場ゲートの入退館記録、パソコンのログの

過少申告の実態 検査で見えず

記録、メールのやりとりといったデジタルデータの詳細な解析に加え、「この日、この時間は何をしていましたか」を調べる事情聴取も詳

細に実施した。だが、役員の書類検査もできずに終わり、ホワイトカラー職場の違法残業を摘発する力も示す結果となつた。

次回は、電通事件が企業や労働組合に与えた影響を考えます。

（千葉卓朗）

◎ 朝日新聞社 無断複製転載を禁じます。
すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

[資料3]

完全失業率



総務省統計局「労働力調査 長期時系列データ」より作成 <
<http://www.stat.go.jp/data/roudou/longtime/03roudou.htm>> (visited 2015/02/24)

<解説>

労働力調査が定義する「完全失業者」とは、1. 仕事がなくて調査週間に少しも仕事をしなかった（就業者ではない。）、2. 仕事があればすぐ就くことができる、3. 調査週間に中に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む。）の三つの条件を満たす者とされています。したがって、一日でも仕事をして収入を得た者、雇用調整助成金を得て企業内失業となっている者、就業する意欲のない者などは完全失業者から外れます。つまり、実際の失業者よりも狭い定義となっているのです。したがって、広義の失業者ももっと多いと考えられます。

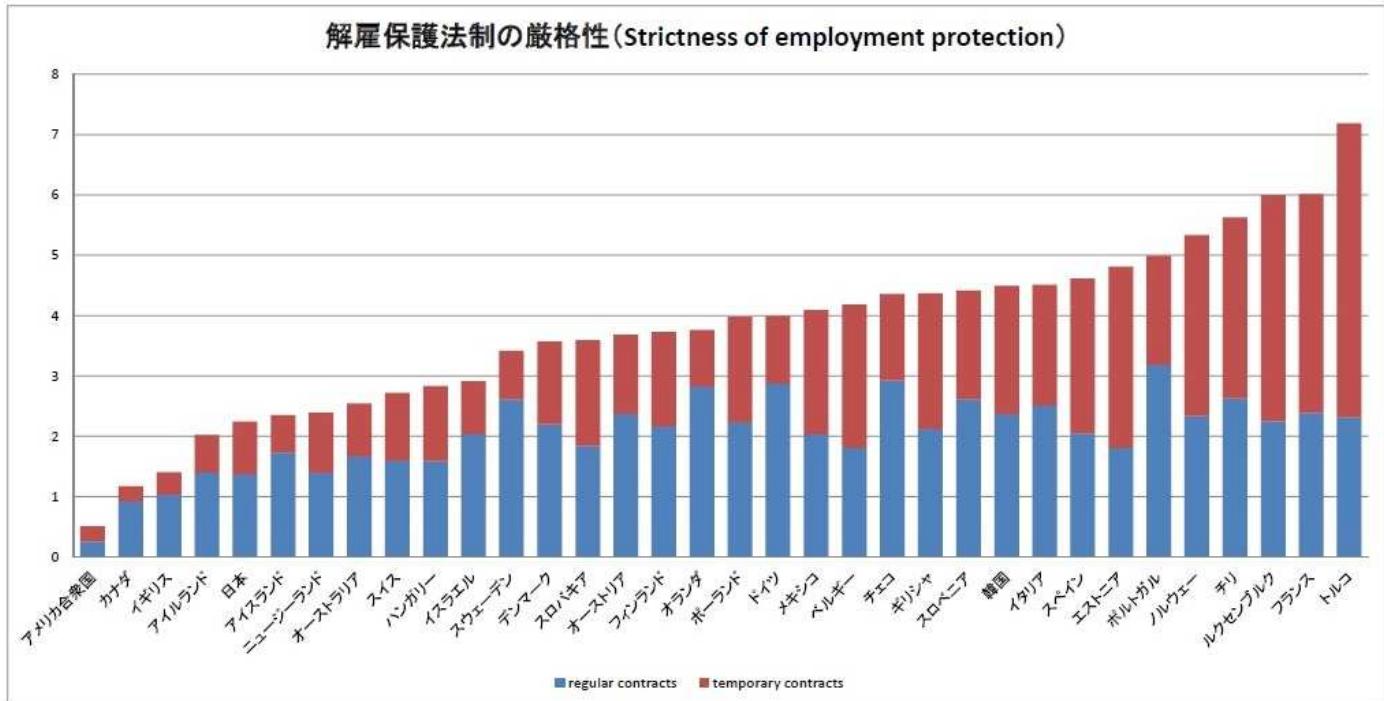
戻る

資料集TOP

サイトTOP

解雇保護法制の国際比較

[資料4]



OECD StatsExtracts, "Employment Protection" の2013年度データより作成 <
<http://stats.oecd.org/>> (visited 2015/02/24)

＜解説＞ 解雇保護法制の厳格性の指標 (Employment Protection Legislation Indicator) を regular contracts と temporary contracts についてグラフにしたものです。日本の解雇保護は過度であるというキャンペーンがされていますが、この図を見ると、正社員についても諸外国より厳格ではあります。非正社員についていえば大きく立ち遅れていることが一目瞭然です。過度な保護であると主張する者たちは、アメリカ合衆国をモデルとしていますが、アメリカ合衆国が極めて例外的な国であることもわかると思います。

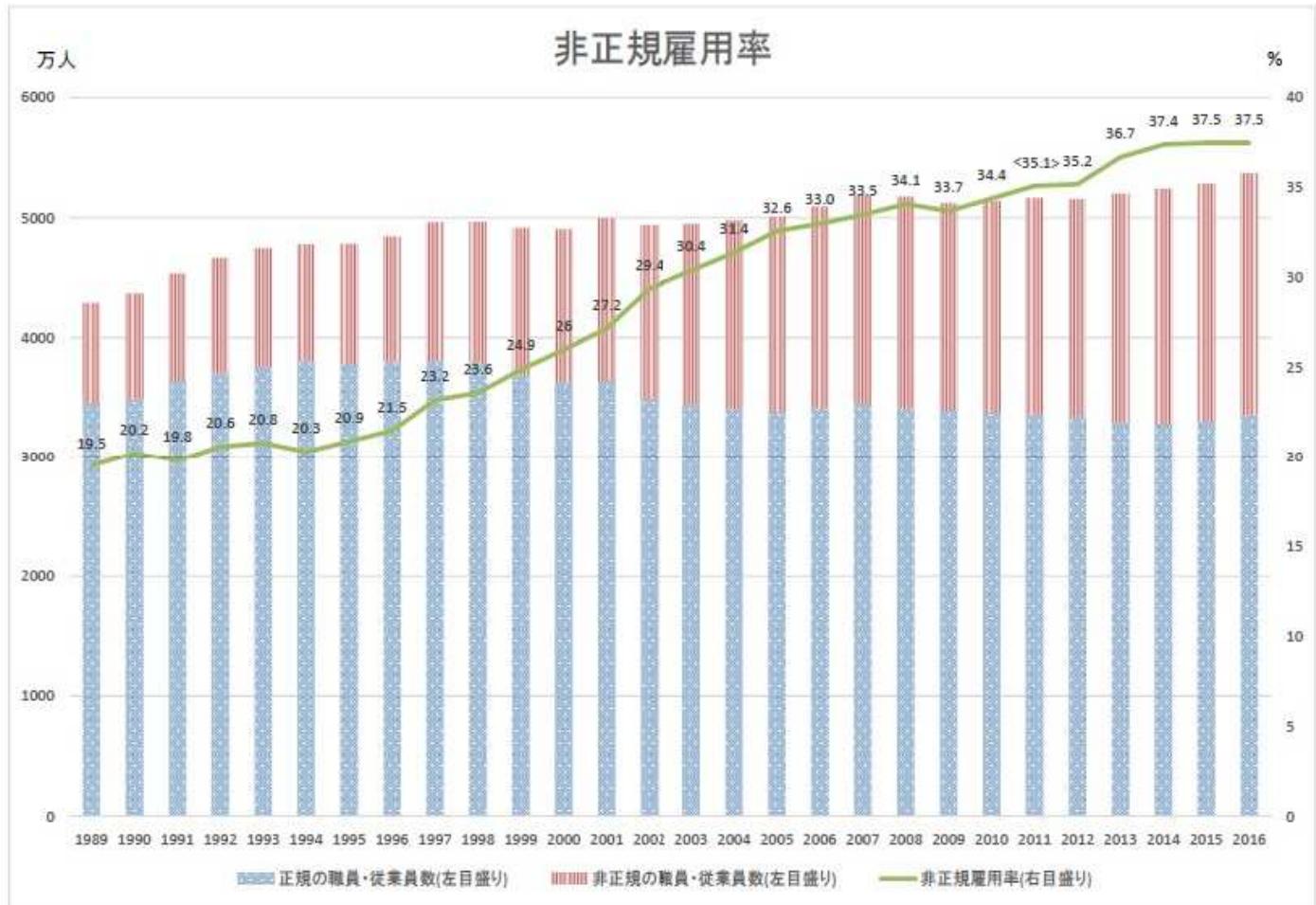
戻る

資料集TOP

サイトTOP

非正規雇用率

[資料5]



総務省「労働力調査特別調査」（1989年から2001年度まで、各年2月の数値）「労働力調査」
(2002年以降、各年平均の数値) より作成

＜解説＞

雇用者総数が微増であるのに対して、正規雇用が急減し、逆に、非正規雇用が急増しています。ここから、正規雇用が非正規雇用に置き換えられていると推測されます。非正規雇用が4割に近づいています。非正規雇用の中では、パートタイマーが減少し、派遣労働者が増大しています。つまり、直接雇用から間接雇用によりシフトしていると言えるでしょう。

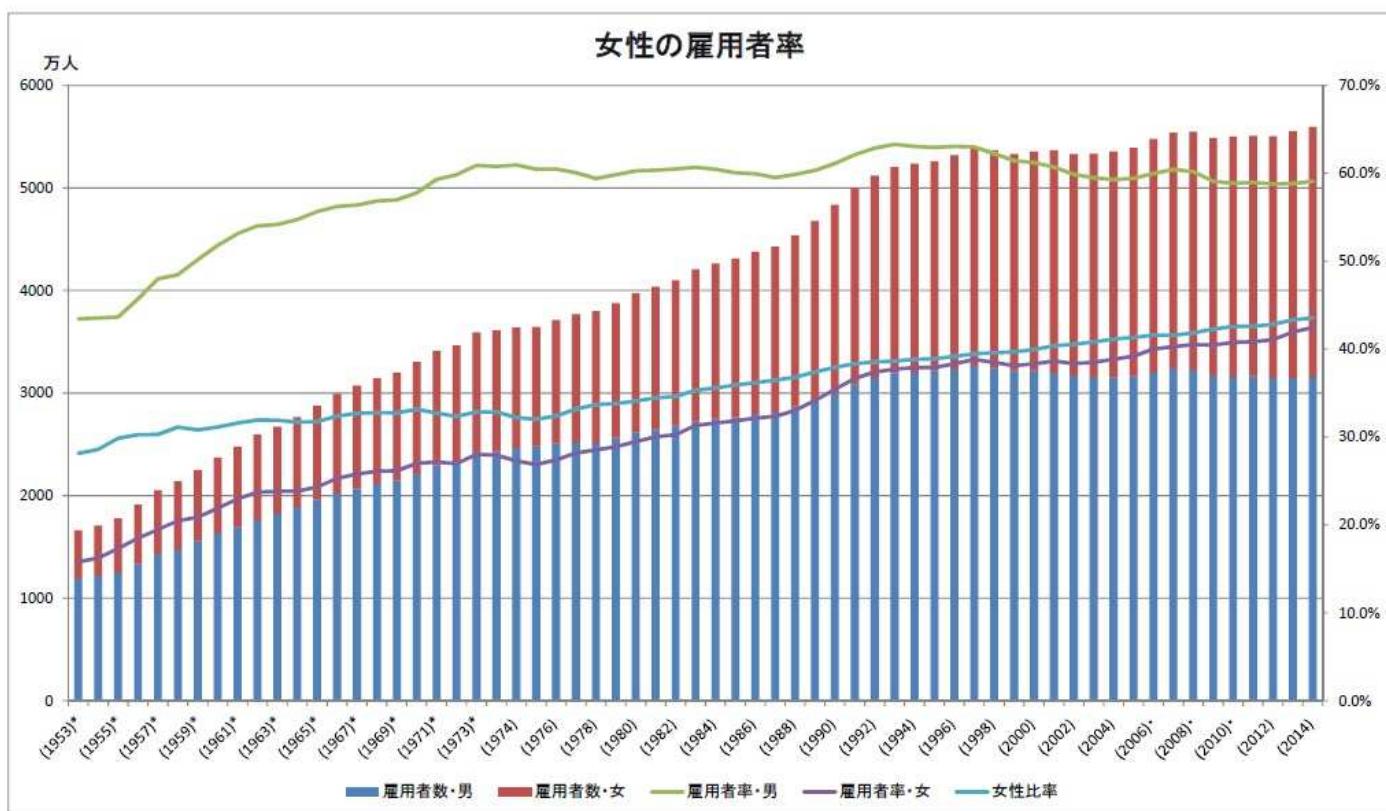
戻る

資料集TOP

サイトTOP

[資料6]

女性の雇用者率



総務省「労働力調査」より作成

「雇用者率」とは、15才以上人口に占める雇用者の割合を指しており、「女性比率」とは、雇用者全体に占める女性の割合を示しています。

<解説>

雇用者率は、男性が横ばいあるいは最大時よりも減少しているのに対して、女性は一貫して上昇しています。

1953年に、男性は43.4%、女性は15.8%、女性比率は28%であったのに対して、2014年には、男性は59.1%、女性は42.5%、女性比率は44%となっています。

男性が15%程度の上昇に対して女性は27%と倍近くの上昇率です。

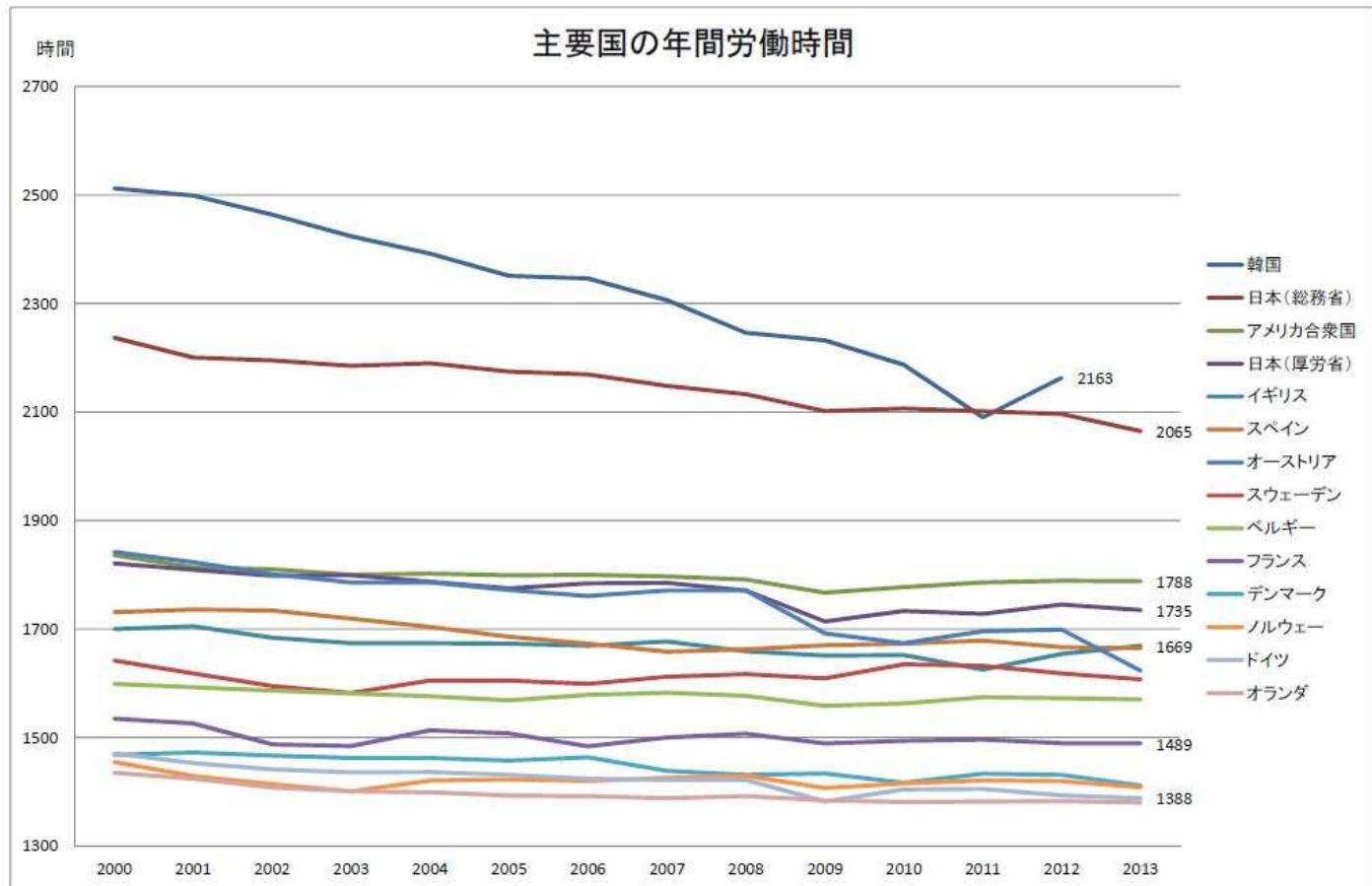
戻る

資料集TOP

サイトTOP

[資料7]

労働時間の国際比較



「日本（総務省）」以外は、OECD StatsExtracts, "Hours Worked"より作成 <<http://stats.oecd.org/>> (visited 2015/02/24)

「日本（総務省）」は、総務省「労働力調査」より作成 <<http://www.stat.go.jp/data/roudou/>> (visited 2015/02/24)

2012年までは「年平均」が示されていないため、2013年以降も、非農林業の平均週間就業時間に52.143を乗じた数字を示しています。

＜解説＞

「日本（厚労省）」は使用者に対して当該事業場における労働時間を調査したものであり、賃金支払いの基礎となる時間を回答していると考えられるのに対して、「日本（総務省）」は労働者に労働時間を調査したものです。つまり、この差異は不払い労働（いわゆる「サービス残業」）を示しています。

更に、この集計はパートタイム労働者も併せて集計しています。日本以外の国のパートタイム労働者と日本のパートタイム労働者は指している対象者が異なっていることは、パートの項で記している通りですので、日本以外の国ではパートタイム労働者を含めた集計であっても妥当であったとしても、日本では適切ではありません。正社員についてのみの統計であれば、おそらく、より労働時間は長くなるものと考えられます。

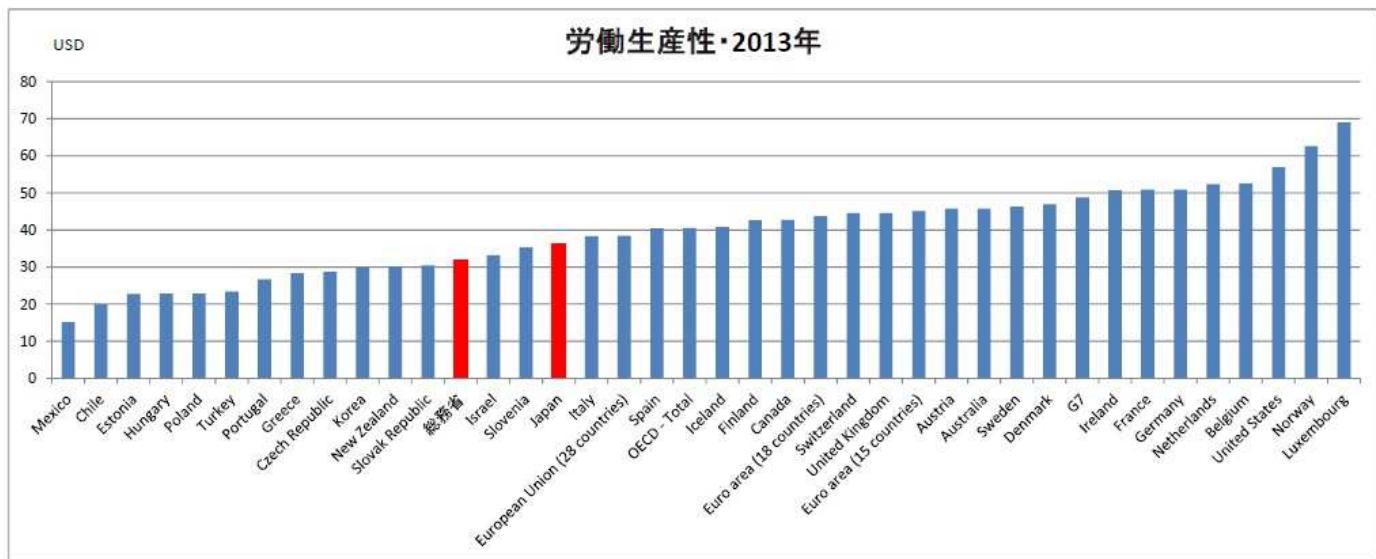
また、アメリカ合衆国は賃金支払時間の調査ですから、たとえば、年次有給休暇も含まれています。アメリカ合衆国では労働時間規制の法律がなく、あるのは残業手当の支払いの法律だけですので、このような統計になっています。したがって、他国と比較するためには、年次有給休暇の時間、約100時間を減じた数字で比較することが必要です。

[戻る](#)

[資料集TOP](#)

[サイトTOP](#)

労働生産性の国際比較



<解説>

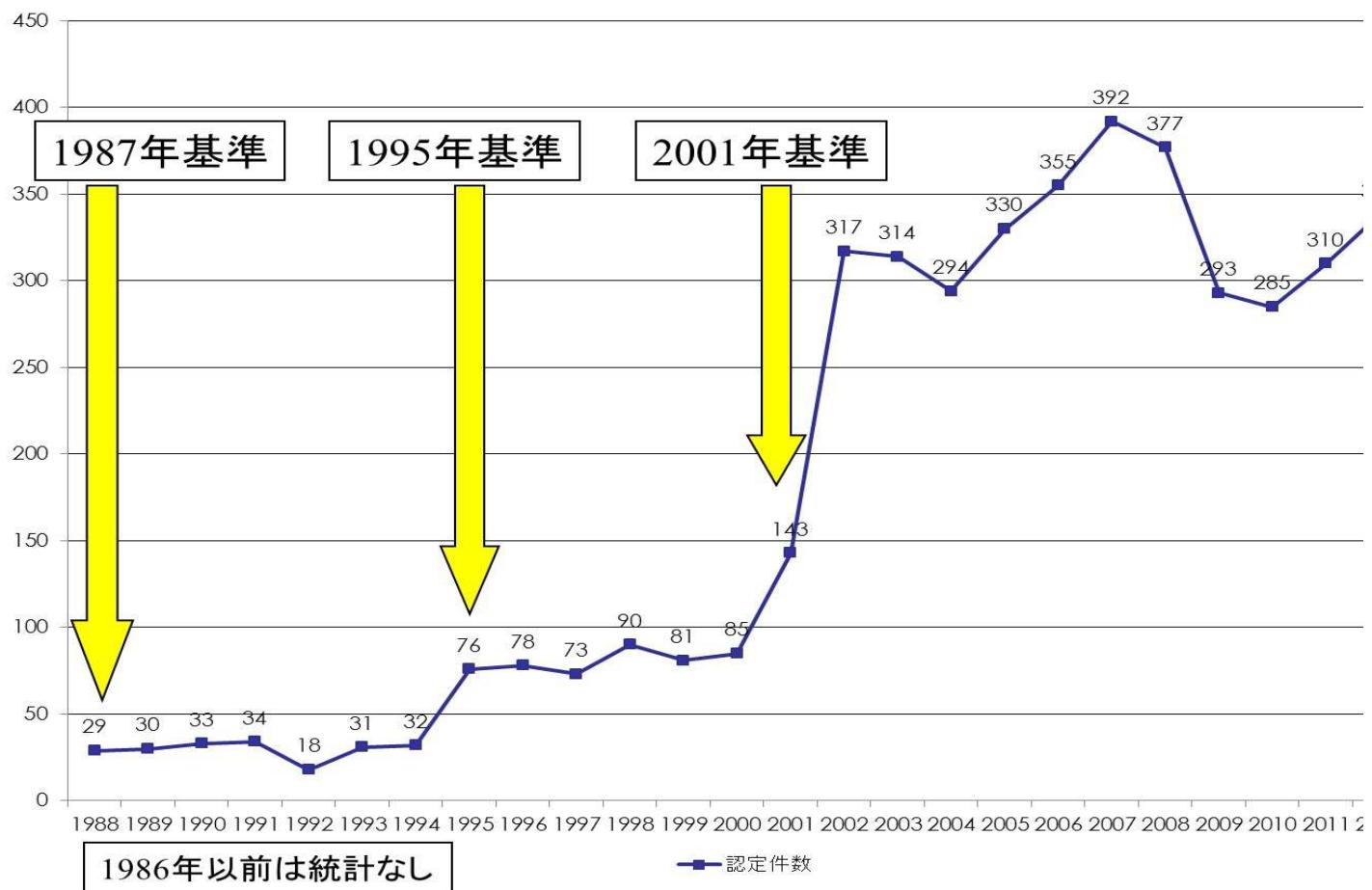
日本は労働生産性の低い国です。労働生産性は、GDPを単位労働時間当たりに換算したものですが、総務省「労働力調査」での労働時間をもとに換算したのがグラフ中の「総務省」です。その場合には、更に順位が低くなります。日本のGDPが高いのは、生産性の高さにあるのではなく、労働時間が異常に長いことによるのです。

[戻る](#)[資料集TOP](#)[サイトTOP](#)

[資料8]

過労死認定件数の推移

過労死認定件数の推移



<解説>

矢印で示しているのは、過労死の認定基準が改定された年度です。改定によって認定件数が2から3倍になっています。しかし、過労死と推定されている1万人とは大きくかけ離れています。

戻る

資料集TOP

サイトTOP



The Asahi Shimbun GLOBE 6|5

June 2016 No. 182

Re:search

[歩く・考える]

**票の重み
を考える**

杉崎慎弘(GLOBE記者)



投票用紙に書ける
名前は1人だけ。
でも、1人には絞れない。
ああ、決められない政治、
ではなく決められない私。
選挙のたびに悩んできた
記者が、ふと思いました。
おかしいのは
自分ではなく投票の
やり方ではないのか。
自分の思いを
受け止めてくれる制度は
どこかにならないか、
探してみました。

▶08**•12 Views**

[マイケル・ブースの世界を食べる]
「考える腹」は幼少期に育つ
腸の花畠に栄養を

•15 Culture [映画クロスレビュー]
「或る終焉」

•16 Travel [駅の物語]
ストックホルム地下鉄
世界で最も長い「美術館」

•17 Sports [世界のスポーツ]
私を野球に連れてって

•18 Breakthrough
〔突破する力〕

河合美宏

保険監督者国際機構
事務局長

photo:Sako Kazuyoshi

スマートフォン/タブレットにアプリ
「朝日ネット」(無料)をインストールすると
紙面に掲載する動画や地図、
ウェブサイトアクセスできます。アプリを起動して日付を
発行日にあわせ、左のアイコンの近くにかけて下さい。

・ネット、SNSでも発信中
ウェブサイト <http://globe.asahi.com>

**1991年**

- | |
|-------------------------|
| 1 ルクセンブルク
46,772(ドル) |
| 2 スイス
45,442 |
| 3 オランダ
44,659 |
| 4 アメリカ
43,508 |
| 5 ベルギー
40,831 |
| 6 オーストラリア
38,939 |
| 7 オーストリア
38,875 |
| 8 デンマーク
37,809 |
| 9 日本
36,152 |
| 10 ドイツ
35,781 |
| 11 カナダ
34,755 |
| 12 イタリア
34,311 |
| 13 スペイン
33,760 |
| 14 フランス
31,893 |
| 15 イギリス
31,554 |
| 16 アイルランド
31,417 |
| 17 フィンランド
31,279 |
| 18 ノルウェー
30,986 |
| 19 スウェーデン
26,931 |
| 20 韓国
24,308 |

**[1991、2014年の
賃金ランキング]**

経済協力開発機構(OECD)調べ

実際にどれだけのモノやサービスを
買えるのかを基準に先進国などの
賃金を比較したら、1991年に9位だった
日本の賃金ランキングは、2014年に
19位まで落ち込んだ(詳しく述べ03面)。
この間、賃金水準は横ばいで、
スペインや韓国にも追い抜かれた。
グローバル化やIT化などは
あるにせよ、あくせく働いても
暮らし向きが良くならないこの現実、
どうにもならないのか。

この地球と、生きていく。共に創る。共に生きる。
大和ハウスグループwww.daiwahouse.com

給料の話 おいてけぼりの ニッポン

取材・江潤崇、小山謙太郎、和氣真也
(文中敬称略)**2014年**

- | |
|--------------------------------|
| 1 ルクセンブルク
61,511(ドル) |
| 2 アメリカ
57,139・02、06.07面 |
| 3 スイス
57,082 |
| 4 アイルランド
53,286 |
| 5 ノルウェー
51,718 |
| 6 オーストラリア
51,148 |
| 7 オランダ
51,003 |
| 8 デンマーク
49,589 |
| 9 カナダ
48,164 |
| 10 ベルギー
48,093 |
| 11 オーストリア
45,988 |
| 12 ドイツ
43,872 |
| 13 イギリス
41,659 |
| 14 スウェーデン
40,994・06面 |
| 15 フランス
40,828 |
| 16 フィンランド
40,742 |
| 17 韓国
36,653・03面 |
| 18 スペイン
36,013・05面 |
| 19 日本
35,672・06.07面 |
| 20 イタリア
34,744 |



最低賃金の国際比較

[資料10]



OECD StatsExtracts,"Employment Protection"の2013年度データより作成 <

<http://stats.oecd.org/>>(visited 2015/02/24)

＜解説＞ 各国の最低賃金について、フルタイム労働者の賃金の中央値に対する割合を示したもの。日本はOECD加盟国のうちの25カ国中、下から5番目に低いものとなっています。

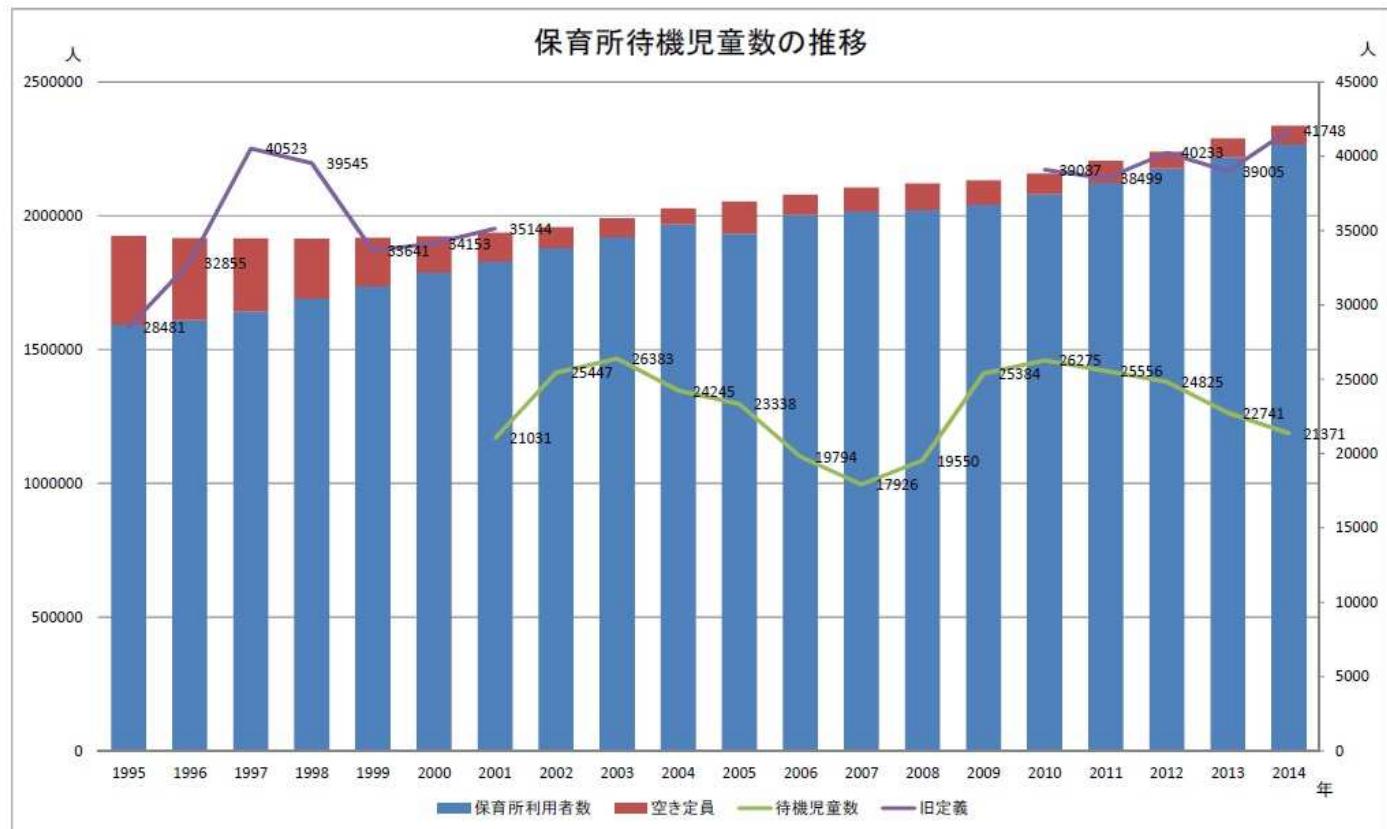
戻る

資料集TOP

サイトTOP

[資料12]

待機児童数の推移



1995年から2000年は、厚生労働省「保育サービス需給・待機の状況（平成12年4月1日）」

1999年は、厚生労働省「保育所の入所待機児童数（11年4月）等について」

2001年から2009年は、厚生労働省「保育所の状況（各年4月1日）等について」

2010年から2014年は、厚生労働省「保育所関連状況取りまとめ（各年4月1日）」

より作成

なお、保育所定員と入所者数は、後に修正されていますが、いずれも発表当時の数のままにしています。

<解説>

2014年で保育所利用者数は保育所定員の97%に達しており、年や場所のミスマッチが生じることを考慮に入れると、飽和状態にあると言えるでしょう。さらに、保育所定員が増加しているにもかかわらず、飽和状態である充足率がほぼ同様で、むしろ上昇しているということは、利用したいと思っていても空きがないために利用を断念している潜在的な利用希望者が多く存在していると推測できます。

それでは利用希望者はどのくらいいるのでしょうか。厚生労働省は、1995年から待機児童数の調査集計を発表しています。上の折れ線グラフがそれにあたります。厚生労働省は2001年調査より待機児童の定義を変え、「従来ベースでは、(1)他に入所可能な保育所があるにも関わらず第1希望の保育所に入所するために待機している児童や地方単独保育事業を利用しながら待機している児童について、待機児童数に含んでいた。」（「保育所の状況（平成13年4月1日）等について」）ものを除きました。そのため、2000年から2001年にかけて、従来ベースであれば34153人から35144人へと待機児童が約千人増加しているにもかかわらず、折れ線グラフでは、34153人から21031人と1万人以上大幅に減少したかのように見えてしまいます。そのため、ここでは別の折れ線にしてあります。2010年から、参考として地方単独保育施策の利用者数を公表していますので、旧定義と同じではありませんが、その数を加算したものも「旧定義」として提示しています。それをみると、2010年からの待機児童数の減少は、地方単独保育施策の利用者が大きく拡大していることも反映しているのではないかと考えられます。

旧定義が妥当な定義であったというわけではありません。2014年調査の段階での定義は別紙のとおりです（2015年調査での定義については、[朝日新聞2015年8月3日付](#)を参照してください。＊補足）。そこでは、入所申請され要件充足だが未入所の者と定義されています。まず①入所申請されていることが必要です。入所申請されていても、②休職中は状況把握して、③保育所以外（国庫補助による家庭的保育等、地方単独保育施策、認定こども園）で保育されている児童、④入所保留者、⑤転園希望者、⑥入所可能保育所があるが入所しない者、が除かれています。しかし、①については、保護者は入所申請の前に保育所を調べますが、その際に入所困難とわかれば、申請せずに、祖父母あるいは未認可保育所等の対処をとります。③については、保育環境等の点で、保育所を希望する者もいます。⑤についてはも同様です。⑥については、たとえば入所可能として登園に30分以内の保育所があげられていますが、勤務場所とは反対方向に30分の場所であったりすると、往復で1時間かかりてしまいます。いずれも、待機児童の定義から除外することは適当ではないように思われます。

* 補足：新聞報道によれば、2015年調査では、②について調査時点での就職活動を休止していれば除外、育児休暇中の者は除外できる、③の範囲に認可をめぐる施設・幼稚園の長時間預かり・幼稚園の一時預かりを含め、幼稚園・認定こども園・地域型保育などへの入所希望者は除外する、との新たな定義に変更したと伝えられています。

それでは、いったいどの程度の潜在的待機児童が存在するのでしょうか。推計は困難ですが、元経済産業省官僚でNPO法人社会保障経済研究所代表の石川和男氏は、「何らかの保育サービスを必要とする待機児童」を185万～345万人と推計しています。実に、厚生労働省の考える待機児童数の約100倍にのぼります。この数字が妥当か否かはともかく、厚生労働省の言うよりもはるかに多くの待機児童が存在することは確かだと思います。そうすると、おそらく現在の待機児童解消策（参照：[平成26年版少子化社会対策白書](#)）で不十分であるだけでなく、考え方自体を転換する必要があるのではないかでしょうか。私自身は、これまで保育サービスが働く者の利益のためという発想であつたのに対して、保育サー